

【研究論文】

SDGs時代の企業のコンプライアンスについての考察

ーグローバル・ガバナンスにおける企業の社会的責任のピラミッドの視点からー

野口豊嗣

要旨

近年、SDGsに象徴されるようなグローバル・ガバナンスにおける規範が企業の活動に大きな影響を及ぼすようになってきている。主権国家における政府に相当する機関を持たない国際社会のあり方を反映した、国内成文法とは異なる性質を有するこうした国際規範の拡大は、企業のコンプライアンスのあり方に変化を求めるものである。本稿では、キャロルの企業の社会的責任のピラミッドにおける法的責任と倫理的責任についての検討を起点として、ライザーによる法の拘束力の源泉、ハーバーマスの討議原理などについての議論を参照し、グローバル・ガバナンスにおける規範の拡大する状況下における企業のコンプライアンスの考え方について検討する。

1 はじめに

2015年に国連総会決議で採択されたSDGsがそのプレゼンスを増しつつあることに象徴されるように、グローバル・ガバナンスにおける規範が企業の活動に与える影響が顕著なものとなり始めている。本稿は、そうしたグローバル・ガバナンスの規範の拡大が企業の活動に与える影響について検討しようとするものであり、キャロルの企業の社会的責任のピラミッドの構成要素である法的責任と倫理的責任についての議論を起点として、その実践であるコンプライアンスについて新たな視点の導入が迫られているということを論じる。社会関連会計は「企業と社会との関連性」、「企業の社会的責任」を視点として、会計学の新たな拡充・再編を目指すことをその使命としてきたわけであるが、こうした「企業の社会的責任」を巡る新たな動向について検討することは、新たな会計研究の方向を示す可能性も有していると思われる。この可能性については、結論とインプリケーションにおいて簡単に触れたい。

議論を始めるにあたっては、当然のことながら、本稿で考えるグローバル・ガバナンスとはどのようなものなのかについて明らかにする必要がある。しかし「グローバル・ガバナンスには、

キーワード：コンプライアンス (compliance)、企業の社会的責任のピラミッド (the pyramid of CSR)、グローバル・ガバナンス (global governance)、討議原理 (discourse principle)

一つの決まったモデルや形式があるわけではなく、また、特定の制度、あるいは一連の決まった制度があるわけでもない」(The commission on global governance, 1995/1995, p.4/p.31) という見解に象徴されるように、それは、様々な論者によって様々な形で語られるものである。そのため、ここでは本稿がグローバル・ガバナンスのどのような側面に着目しているのかについて述べる。グローバル・ガバナンスという以上、いかに多様な議論があったとしても、それが多数の主権国家からなる国際社会のガバナンスをどのように考えるべきかが議論の対象となっていることに違いはない。最も基本的な問いは、主権国家における政府のような機関を持たない国際社会はどのように統治されるのかというものであり、本稿の基本的な関心もこの部分にある。さらに、グローバル・ガバナンスの現時点での状況については、グローバル・ガバナンス委員会による「承諾を強いる権限を与えられた公的な機関や制度に加えて、人々や機関が同意する、あるいは自らの利益に適うと認識するような、非公式の申し合わせもそこには含まれる」(The commission on global governance, 1995/1995, p.2/pp.28-29) という、広範なコンセンサスを得ている見解を基本的な認識として議論を進める。

このような見解に立脚すれば、企業の活動に関わるグローバル・ガバナンスの規範は、最も公的な性質を有する条約の形式をとる気候変動枠組条約（より直近のものとして捉えれば第21回気候変動枠組条約締約国会議におけるパリ協定）、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）などから、ISO26000のようにNGOによって策定された規格、あるいはRSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）のようにプライベートレジームと呼ばれる認証制度まで、近年、頻繁に目にするようになったものだけでも多様に存在する。こうしたことを踏まえて、本稿が「SDGs時代」という表現で示そうとしているのは、企業が名宛人であると認識すべき規範が増えており、そのうちでも、（国家が締結する条約ではあっても企業への影響の大きい）パリ協定、バーゼル条約や、ラギー・フレームワークおよび指導原則、そしてSDGsそのものののように、いわゆるソフトローではあるがより規範力の強いものが現れてきているということである。

本稿の構成は以下の通りである。この後、第2節でキャロルの企業の社会的責任のピラミッドにおける法的責任と倫理的責任について改めて確認し、続く第3節では、実践におけるこの2つの責任への対応であるコンプライアンスにおいてそれがどのように捉えられているのかを検証する。ここで、法的責任と倫理的責任については主に国内成文法を軸とした対応がなされていることを明らかにした上で、グローバル・ガバナンスの規範の拡大によってそれとは異なる対応が求められるようになってきていることを指摘する。そして、第4節においては、グローバル・ガバナンスにおける規範の拡大が企業のコンプライアンスに変化を求める根拠となる状況を示す。続けて第5節でライザーの法社会学の議論から規範の持つ拘束力の根拠について検討し、その根拠が成立するための条件について、第6節でハーバーマスの討議原理の検証を通じて明らかにする。第7節では、結論として、前節までの議論を踏まえてグローバル・ガバナンスにおける規範の拡

大が企業のコンプライアンスに求める変化について論じた上で、今後の研究課題について述べる。

2 法的責任と倫理的責任の境界

—企業の社会的責任のピラミッドにおける課題

キャロルの企業の社会的責任のピラミッドは、これまで企業の社会的責任に関する研究の分野においても実践においても度々参照されてきている。その概要は、表-1に示すとおりである。

表-1 キャロルの4つの企業の社会的責任 (Carroll and Buchholtz, 2015, p.35) ¹⁾

| 責任のタイプ | 社会の期待 | 説明 |
|-------------|--------------------|---|
| 経済的責任 | 企業が社会から要求されている | 利益をあげよ。売上を最大化しコストを最小化せよ。調和のとれた戦略的な意思決定をせよ。配当性向に配慮せよ。投資家に対して適切で魅力的なリターンを提供せよ |
| 法的責任 | 企業が社会から要求されている | 法に従え。全ての法令、規制に忠実であれ。環境と消費者に関する法。従業員を守る法。全ての契約上の義務の遂行。債務の期限の履行 |
| 倫理的責任 | 企業が社会から期待されている | 疑わしい実践を回避せよ。法の条文のみならずその精神に対応せよ。法を行動の底値と考え、求められる最低限以上を行え。正しく、公正で、公平なことを為せ。倫理的リーダーシップを主張せよ。 |
| フィランソपीー的責任 | 企業が社会から望まれ、期待されている | 良き企業市民であれ。恩返しせよ。社会貢献を行え。地域社会を支えるプログラム—教育、健康、人的サービス、文化、芸術、市民活動、を提供せよ。地域の改善のために貢献せよ。ボランティアに関与せよ |

企業の社会的責任を経済的責任、法的責任、倫理的責任、フィランソपीー的責任の4つに分けて整理する考え方が多くの支持を得てきたことは、この主題を取り扱う1つの入り口として説得力を持つものであると認められてきたことを示していると言える。我が国におけるその状況を見ようとするなら、例えば、高 (2004) は「企業の社会的責任に関しては、狭義のコンプライアンス、倫理実践 (広義のコンプライアンス)、社会貢献の三つのフェイズがある。狭義のコンプライアンスは、取りあえず法令の文言だけ守るというレベルであるが、社会的責任を強く感ずる企業は、さらに一歩進み、法令の背景にある基本の考え方で主体的に理解し実践しようとする。これが倫理実践のレベルに当たる」(p.37)と述べており、この考え方はキャロルの企業の社会的責任のピラミッドとも大きく重なっている。また、谷本 (2004) は「これまで日本では、CSRといえば社会貢献活動や法令遵守にかかわる話題として取り上げられることが多かったが、欧米の潮流を受け、今ではより広くCSRを理解し、取り組む動きが出ている。具体的には法令を順守するなどフェアな競争条件を守っているかどうかということ最低ラインとした上で、環境対策、雇用における公平性や人権問題、投資家や顧客に対する情報開示など、提供される商品の価

格や品質のみならず、それがいかにつくられたのか、どのような企業経営の中でつくられたのか、ということが問われている」(p.3)として、キャロルと同様に企業の社会的責任が社会貢献や法令遵守にとどまらないものであることに注意を促している。

一方、この枠組みにおいては、キャロルとブッチホルツが「これらの構成要素は議論においては隔てられた概念として取り扱われてきたが、それらは互いに独立したものではない」(Carroll and Buchholtz, 2015, p.35)と述べる通り、4つの責任の境界は曖昧なものである。その曖昧さによって生じるもののうちで企業経営の実践においてより注意を払うべきものとして、法的責任と倫理的責任の境界を指摘することができる。キャロルとブッチホルツは、法的責任については、「それが法策定者によって確立された公正な実践の基本的な見解を明らかにしているという意味で「成文化された倫理」についての社会の見方を反映している。これらの法を遵守することは企業の社会に対する責任である」(p.32)と説明しているが、同時に「法的責任は重要であると同時に、法的責任は企業が社会から期待されるすべての基準や実践を捉えてはいない」(p.33)として、それが内包している課題についても述べている。キャロルとブッチホルツによれば、「法は、そのままでは、少なくとも三つの理由で不適切」(p.33)であり、その3つは、以下のようなものである。「第一に、法は企業が直面するすべての出来事や課題に対応することはできない。(中略)第二に、法はしばしば何が適切な行動であるかということについて、より現在に近い時点での解釈に遅れをとる。たとえば、技術がより正確な環境汚染の測定を可能にするに従って、もはや使用されていないような機器による計測に基づく法は、時代遅れになっていくが頻繁には更新されない。第三に、法は選挙で選出された法策定者によって作られ、適切な倫理的正当性よりも個人的な利害や政治的な動機づけをより反映しているかもしれない」(p.33)

こうした法の不完全性から生じる法的責任の課題を補うとされるのが倫理的責任である。キャロルとブッチホルツは、倫理的責任について「法は不可欠であるが十分ではないために、倫理的責任が、たとえそれが法として制定されていなくとも社会によって期待される、あるいは禁じられる行動、基準、実践を包括するために必要となる。倫理的責任は、消費者、従業員、株主、地域社会が公正であり、適切であり、ステークホルダーの権利を尊重し保護することに整合すると見なす、すべての範囲の規範、基準、価値、期待を具体化する」(p.33)と述べている。また、倫理的責任に取り組むメリットについても具体的な形で示されている。すなわち、キャロルとブッチホルツにおいてそれは「まず、倫理あるいは価値の変化は新たな法の成立に先立ち、法や規制を最初に作り出すことを後押しする力となる。たとえば、1960年代に活性化した公民権運動、環境運動、消費者運動は社会の価値の基本的な変化を反映しており、倫理面での先駆者がのちの法制化の前兆となりこれを先導した。次に、倫理的責任は、社会が企業に従うことを期待する、現在、法に要請されるよりも高い基準と規範を反映した、新たに生まれた価値や規範を包含し反映していると見ることができる。倫理的責任はこうした意味で不断に進化していく。(中略)言うまでもなく、企業は新たに生まれた倫理実践を構成する概念に対応することが期待される」

(p.33) とされる。

このようにして倫理的責任は法の不完全さから生じる法的責任の現実への対応の不足を補うとされる。ここで、企業の実践において課題となるのは、「消費者、従業員、株主、地域社会が公正であり、適切であり、ステークホルダーの権利を尊重し保護することに整合すると見なす」ことのできる「規範、基準、価値、期待」をいかにして見いだすかである。この課題をより詳細に検討するためのキーワードが、本稿で議論しようとするコンプライアンスである。キャロルとブッチホルツが法的責任について語る際に「企業のコンプライアンス・オフィサーが組織構成図において重要な役割を果たしていることは偶然ではない」(Carroll and Buchholtz, 2015, p.32)と述べている通り、法的責任と倫理的責任をどのように認識するのかについては、実践においてはコンプライアンスをどのように捉えているのかに反映されている。次節では、こうした視点からわが国におけるコンプライアンスについての議論を検証する。

3 コンプライアンスについての議論における法的責任と倫理的責任

コンプライアンスの実践に関わる多くの議論に共通しているのは、コンプライアンスというとき、それは法令遵守のみで事足りるものではないという認識に立っているということである。ここでは、キャロルが法的責任を補完するものとして倫理的責任を置いた意図が共有されている。例えば高(2017)は、コンプライアンスについて、一般には「法令遵守」(Legal compliance)を意味するとしながら「法令の文言のみならず、法令の趣旨・精神まで理解し、その実践を通して社会より戴く信頼を盤石なものとする活動」(p.3)と定義しているが、「法令の趣旨・精神まで理解」する必要を訴えているのはキャロルとブッチホルツの主張とそのま重なる。また、池田(2017)は「法令違反とは、様々な不適切行為のうち、国家として許容できず権力的介入(刑罰権の行使や行政処分など)を行わざるを得ないレベルの悪質な行為であり、法令は企業行動のボトムラインを示しているに過ぎない。(中略)法令は現実を「後追い」して制定されるものである」(pp.10-11)と指摘しているが、「法令は現実を「後追い」する」という認識はキャロルとブッチホルツの指摘と同じである。さらに、田中(2005)は、コンプライアンス経営とは、「企業の創業の精神、経営理念などに掲げられている企業使命の実現を目指して、法令や倫理綱領の遵守、社会規範への配慮などに基づく総合的な企業倫理の確立と実践を行うことを基盤にして、高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動により、企業使命を遂行することを目指している経営」(p.40)と述べ、キャロルと同様に法的責任と倫理的責任を総合的に考えることの重要性を主張している。KPMGビジネスアシュアランス(2003)もまた「およそ民主主義国においては、ビジネスの場面はもちろんのこと、あらゆる社会生活の場面において、人々や組織は、自らの活動に適用される法令や規則を正確に認識し、それらを尊重した行動をとる責務を負っている。コ

ンプライアンスとは、こうした責務の達成を目指すプロセスを示す言葉である」(p.11)として人や組織が尊重すべきものとして法にとどまらない「規制」をその対象とする認識を示している。

これらの論者にさらに共通しているのは、コンプライアンスを経営に組み込む大きな動機を不祥事を避けることに置いているという点である。田中(2005)は、コンプライアンスについての議論を開始するにあたって「近年、有力企業などに企業不祥事が発生している。不祥事が発生した企業を見ると、経営は動揺し、消費者、国民、社会の信頼を損ね、長年培った企業の信用・ブランドが失墜する」(p.17)と指摘して、コンプライアンスを検討する目的として企業不祥事のもたらす損害に言及している。池田(2017)も同様にその議論の冒頭に「コンプライアンスという言葉が我が国において一般的になったのは、1990年代後半から2000年頃にかけてである。この時期は、バブルが崩壊し、日本社会の構造変革が進んだ時期であるが、これと時を同じくして、総会屋に対する利益供与、談合、粉飾決算、贈収賄、リコール隠し、食品偽装などの企業不祥事が多発するようになった」(p.2)と語り、コンプライアンスが不祥事と深く結びついたものであるという認識を示している。

コンプライアンスの目標を不祥事を避けることに置くとしたとき、法以外の規範への目配りは2つの方向に分かれている。1つはそれを法令遵守の手段として捉えるというものである。田中(2005)の次のような主張はその典型であろう。田中(2005)は「法律があるのに、なぜ企業行動指針や行動規範などの倫理綱領が必要なのであろうか。(中略)法令遵守といっても、企業活動に際しては、法令の条文を見ても判然とせず、また判例などでも明らかになっていない、グレーゾーンが存在する。このようなグレーゾーンに入る可能性のある企業行動に対して、企業としてどのように対応すべきか、どのような基準で、どのように意思決定を行うべきかという微妙な問題が、現実の場面で浮かび上がってくる」(pp.57-58)と述べている。企業が倫理的責任を検討する重要な機能として法のグレーゾーンに対するガイドラインとしての役割に注目しているわけである。もう1つの見方は法令を守っただけでは不祥事は回避できないという認識である。こちらは、倫理的責任に対して独立したより重要な役割を与えるものであるといえる。池田(2017)は、自社の製品をめぐる事故への対応において必ずしも法令違反ではなかったものの社会から大きな批判を浴びる不祥事へと発展した事例をあげて「CSRは、企業が持続可能(サステナブル)な成長をしていくために、法令等の強制によってではなく自発的に、広くステークホルダーを意識して経営を行うという「本業」のあり方にかかわるものである」(p.12)として、法にとらわれずステークホルダーの期待に応えることが不祥事を回避する上で重要となると主張している。

このように、不祥事を防ぐことを大きな目標としたときに法とそれ以外の社会規範への対応は大まかに言って2つに分かれているが、実践上の大きな課題として共通して認識されているのはKPMGビジネスアシュアランス(2003)が「ビジネスにおけるエシックス上のジレンマは、日常的に対処しなければならぬ経営課題の一部ではあるが、その対処は非常に難しい。なぜなら、

エシックスの問題には、明確な正解・不正解がないからである」(p.12)と述べる通り、そこに確定的なルールは存在していないということである。所与の確定的なルールがない以上、個々の企業は自社で独自に対応することが求められるが、一つの視点として重要であるとされるのは、池田(2017)が端的に「コンプライアンスとは、不祥事防止のためのリスク管理論である」(p.10)と述べる通り、リスク管理の観点から取り組むという考え方である。これについて高(2017)も、コンプライアンスを「法規制が厳しくなったので仕方なく取り組む」という消極的な活動ではなく、「事業を持続的に発展させるため、自社の抱える法令違反リスクや社会規範逸脱リスクなどを正確に把握し、それを合理的にコントロールする実践であり、かつ社会より戴く信頼を守り、自らの競争力を高める戦略」(p.3)と述べている。さらにより具体的な議論としては、KPMG ビジネスアシュアランス(2003)による「コンプライアンス・プログラムの構築とは、①コンプライアンスに係わる自社の現状把握と、自社がさらされているコンプライアンス・リスクの評価をベースとした、②(中略)具体的な構成要素の整備と、③その有効性確保のための仕組みの策定と運営に集約される」(p.42)という主張がある。

ここまで本節において、キャロルの企業の社会的責任のピラミッドの法的責任と倫理的責任の関係について、実践におけるコンプライアンスの取り組みに関わる議論を通して検討してきた。改めてその内容をまとめると以下の通りであろう。まず、法的責任がその対象としているのは、いうまでもなく国家によって制定され、違反者に対して罰則を与える強制力を有した成文法である。そして、違反者への罰則は企業にとって不祥事となるため、これが法的責任に取り組む大きな動機となっている。一方、倫理的責任の対象となるのは、田中のように法のグレイゾーンに対処して法的責任の遂行を補助する機能と、池田のように(国内成文)法ではカバーしていない社会的規範に対応しようとするものが認められる。いずれにせよ、これらはキャロルの社会的責任のピラミッドが示している倫理的責任が法的責任を補うという考え方に沿うものである。また、キャロルの社会的責任のピラミッドの考え方と整合しているという点では、倫理的責任と法的責任の一部に見られる(国内成文)法を参照するだけでは判断することの困難な事象への対応においては、個別企業の判断に委ねられるということも同様である。

本稿が議論しようとしているグローバル・ガバナンスにおける規範は、主権国家が制定した成文法ではない。従って、上述した議論からすれば倫理的責任の範囲に含まれるものであろう。しかし、本稿では、グローバル・ガバナンスにおける規範についていまだ少し注意深く検討する必要があるのではないかと考える。確かにそれらの規範は国内成文法のような明確な強制力は有していない。しかし、この後、明らかになるようにグローバル・ガバナンスの規範は、国家権力に支えられた国内成文法とは大きく異なる性質を有している。先ほどの議論の中で示唆されていたような、リスク管理の視点からのコンプライアンスへの取り組みのためには、改めてグローバル・ガバナンスの規範の性質をよりの確に捉える必要がある。その手がかりを得るために、次節では、まずそれらの国際規範に対して企業がどのような点に注意を払うべきであるのかについて確認

を行う。

4 グローバル・ガバナンスにおける規範の名宛人としての企業

主権国家における政府のような形態を持つ世界政府が存在しない国際社会における統治，すなわちグローバル・ガバナンスにおける規範についての本稿での認識について，冒頭でグローバル・ガバナンス委員会の見解を引用しているが，西谷（2017）は，これをより具体的な形で表現している。西谷（2017）によれば，現在の国際社会における規範は「拘束力を伴わないソフトローによる規制や，非公式の行動規範や対話を通じた政策協調，社会的制裁による社会化，討議を通じた説得，さらには，規範遵守能力を欠く主体に対する能力・制度構築等が，有効なガバナンス手法として組み合わせで用いられるようになってきている。マルチステークホルダー・プロセスに代表される，多様な属性・専門領域の主体による対等な議論を軸とした水平的な合意形成・意思決定システムも見られるようになってきた」（p.2）と表現されるものである。

こうした国際規範が企業に対して大きな影響を及ぼすものとなっていることについては山田（2017）の指摘が示している。山田（2017）は，ラギー・フレームワークおよび指導原則について「CSRへの関心の高揚に商機を見出したコンサルタント会社や会計会社などが，企業の必要とするCSR関連の専門知識を提供するようになり，そのことが企業の自発的なイニシアティブを生む引き金となった。しかし，そうして創られたプライベート・イニシアティブには，基準が選択的であったり，厳格性や普遍性が欠如したりというガバナンス・ギャップが見られた。そこで，企業の自発性を尊重しつつも，これらの課題を克服するための規範的な脚本としてラギー・フレームワークおよび指導原則が提案された」（p.49）と述べている。この山田（2017）の指摘は，ラギー・フレームワークおよび指導原則が，西谷（2017）が「有効なガバナンス手法」と表現したものの有力な候補であることを示しているが，ここで我々がより注意を払わなければならないのは，その大部分が企業の自主性に委ねられていた企業と人権の問題が，グローバル・ガバナンスにおいてより拘束力のある規範の主題となったということである。現在の企業の社会的責任論の起点として取り上げられることの多い欧州委員会のグリーンペーパーにおける2001年の定義において「企業が，社会と環境の問題を，自主的にその操業活動とステークホルダーとの相互関係において統合するという概念」（European Commission, 2001）とされている通り，企業の社会的責任は企業の自主的な取り組みであると捉えられてきた。前節において，コンプライアンスに関する議論について検証した際に，（国内成文）法に留まらない倫理的責任に取り組むに当たっては企業の自主的な判断が求められていることを確認したとおり，これは実践におけるコンセンサスである。これに対して，山田（2017）の上述のような指摘は，現在の国際社会が（国内成文）法ではないものの企業の自主的な判断にすべてを委ねるものではない，すわなち，倫理的責任と

してよりも法的責任に近いものとして対応する方が適切であるとも言える、より拘束力のある規範が存在していることを意味している。

企業もその名宛人となっている現代の国際規範に関する西谷(2017)の主張には、ほかにも企業の社会的責任を検討する上で重要なものがある。「私的主体である市民社会および民間セクターが国際規範の策定および履行に実質的に参与することが多くなり、国家のみを正当な規範形成主体と捉える見方は現実に妥当しなくなっている」(p.2)という指摘がこれに当たる。それは、民間セクターすなわち企業は国際規範の名宛人であるだけでなくその「策定および履行に実質的に参与する」プレイヤーでもあるということを示している。こうした認識は西谷に留まるものではない。グローバル・ガバナンス委員会もまた「場合によってはガバナンスは、何らかの機関の監督下で主として市場および市場の手段に依存することになる民間組織と国家機関の協力に大きく依存することもあるだろう」(The commission on global governance, 1995/1995, p.5/p.31)として、西谷と同様の見解を示している。

このように絶対的な拘束力を有しているとは言えないものの一定の「力」を備えており、企業がその名宛人となるだけでなくその策定にも関わることもあるとされる国際規範は、拡大する傾向を見せている。こうした状況に対応するためにはどのような認識が求められるのかを明らかにするための糸口として、次節では、グローバル・ガバナンスにおいて存在していない国家権力による強制力という力を除いたときに、規範の持つ拘束力を強める力が何であるのかについて検討を行う。

5 規範の拘束力の根拠

法社会学の観点から法について語るライザーは、「デュルケム、エールリッヒ、ヴェーバー、ガイガーといった法社会学の生みの親たちによって既に作り上げられ」(Raiser, 2009/2012, p.175/p.194)た基礎的認識であるとして「法は実際に社会規範の特殊事例なのである」(p.175/p.194)ことを指摘している。その上で、社会における規範について「拘束力をもつ規則や行動要求ないしは規範的な行動予期の場合に限って社会規範ということを使う」(p.171/p.190)として画一的な行動の名称である習俗や社会慣習と区別している。

こうした前提のもとで、ライザーは、法あるいは規範のもつ拘束力の淵源について検討を行っている。ライザーがその検討の過程において援用するのが強制理論と呼ばれる概念とこれに対置される合意理論あるいは承認理論と呼ばれる概念である。強制理論においては、法は「その核心において国家、その機関、その制度化された手続、国家によって執行される法強制と結びつける。あるいは国民国家に局限しないのであれば、国家に類似した組織をもち、政治的な権力と正当性を具備した大規模団体と結びつける」(Raiser, 2009/2012, p.176/p.195)ものとされる。この強

制理論に対置されるのが合意理論あるいは承認理論である。承認理論においては「規範は社会的に受容されることによってその帰属が決まる」(p.176/p.196)のものであるとされ、ライザーはエールリッヒの見解に依拠して「法規範にとって「必然性への信頼*opinio necessitates*」が認識のメルクマールとなる。つまり法規範の妥当の必然性に対する社会構成員の信頼である」(p.176/p.196)と述べている。そして、ライザーはこの強制理論と承認理論(あるいは合意理論)のそれぞれの拘束力の源について「承認理論によれば、それはそこに生きる人々の総体としての社会それ自体である。社会は規範への忠誠を要求し、自らが全ての個人に対して及ぼす社会的圧力を用いてこれを確保する。強制理論によれば、それは特別な機関である。社会は上記の目的のために機関を設置し、これに強制権力を付与する。この機関は第一義的には裁判所である」(p.177/p.197)と述べたうえで、強制理論における裁判所による強制執行権にのみ法の拘束力の源を求めることには注意を促す。なぜなら、それは「国家の裁判所による紛争解決や国家の強制執行が基本的なものであるとするような考察には適して」いても(p.180/pp.199-200)「国家間の契約関係や多国籍の企業や経済組織において生まれたレークス・メルカトール*lex mercatoria*を把握することはできない」(p.180/p.200)からである。ライザーは、こうした国際間の規範が妥当する根拠を「国家権力が備わった制度にその根拠をもつからではなく、当事者や国際的な法共同体の側からの承認に依拠しているからである」(p.180/p.200)として承認理論(あるいは合意理論)の重要性を指摘している。こうした検討の過程を経てライザーは、法や規範の拘束力の源泉について「自由意志に基づく規範の承認と強制による規範への服従は、互いに相容れない二者択一ではなく、現実には絡み合い、互いに移行し合い、場合に応じて相対的に強さが異なる形でともに作用する法妥当の2つの補完的要素である」(p.181/p.201)」として、強制執行力の重要性を認めながら承認理論が主張する「人間はその共同生活において国家からは完全に独立して、社会において承認された規範(中略)に従うという状況」(p.181/p.200)に留意すべきことを主張している。

グローバル・ガバナンスにおける規範について検討している本稿にとって、強制理論だけでは国際規範の有効性は説明できないとするライザーの指摘は重要である。次節では、ライザーが強制理論を補うと主張する「法規範の妥当の必然性に対する社会構成員の信頼」を得て「当事者や国際的な法共同体の側からの承認」を得るということがどのようにして実現されるのかについて、ハーバーマスの議論をもとに検討を進める。

6 法の必然性への信頼の源としての合理的討議

本節においては、ハーバーマスの議論をもとに法の妥当の必然性への信頼はいかにして生じてくるのかについて検討を進める。なお予め付け加えておくと、ハーバーマスは、主権国家におけ

る法の正統性の根拠づけについて語っているのであり、主権国家のような形態の世界政府を持たない現実のグローバル・ガバナンスにおける規範について直接言及しているわけではない。しかし、本節では、その原理レベルでの議論から普遍的に適用できる視点を抽出することを目指す。

ハーバーマスが、民主主義社会における法の正統性について語る起点としているのは、近代の社会における道徳や倫理の変化である。ハーバーマスによれば、近代以前には「国民の各社会階層を上から下まで包含し、さまざまに異なる社会的秩序を相互に結びつけるエートス（中略）が垂直方向に生活世界の諸構成要素を貫くことによって、文化的価値類型と制度が人格構造のなかに固定された動機と行為志向に十分重なり合う、ということが可能になっていた」（Habermas, 1992/2002-03, p.124/p.122）のであり、「そうしたエートスが水平方向に正当な秩序の隅々にまで行き渡ることによって、人倫・政治・法という規範的構成要素を相互に結びつけていた」（p.124/p.122）とされる。しかし、こうした道徳や倫理の位置付けは近代に入って変質する。ハーバーマスは、そのプロセスを「伝承と過程は徐々に、行為者自身によって主題化されるようになる。これと同様に、たんなる慣習に貶められた人倫にかんする慣れ親しんだ実践と解釈類型は、反省および自主的な判断形成という手法を通じてなされる実践的決定から、区別されるようになった」（p.124/ pp.122-123）と表現している。人が社会で生きていく上で当為のものとして共有できると信じられていたものが、その真偽について問われる対象となったのである。

ハーバーマスが、こうした変化によって新たに行為規範を決定づけるものとなったと主張するのが討議原理である。「ポスト慣習的根拠づけの要求の意味だけを表わす控えめな討議原理（中略）は、その規範的内実にもかかわらず、道徳と法に対してなお中立的であるような抽象化の地平に存在する。つまりこの原理は、行為規範すべてにかかわる」（p.138/p.135）とハーバーマスが述べる通り、それは道徳や倫理として何が正しいのかを指し示すものではなく、道徳や倫理、あるいは法を受け入れられるものとさせるのは、どのような手続きであるのかを指し示す。そうした討議原理が要求するのは「合理的討議」である。その根拠については、ハーバーマスは「生活史と文化的伝承に反省が加えられることで（中略）共同生活の規範のなかに、普遍主義的価値志向が貫徹されるようになった」（p.126/p.124）としている。そうした「合理的討議」において重視されるのが「コミュニケーション的自由」である。それは「行為遂行的態度において相互に何かについて了解を得ようとし、相互になされた妥当要求への応答を互いに期待する行為者どうしの間でのみ、成立する」（p.152/p.149）ものであり、「一方の者に、必要とあらば発話行為とともになされた要求を根拠づけてみせる用意がある場合にはじめて、他方の者に、批判可能な妥当要求に対してイエス／ノーの態度決定をなす可能性が与えられる」（p.152/p.149）とされるルールを持っている。そこで最も重要な点についてハーバーマスは「コミュニケーション的に行為する主体は、自分たちの行為計画を調整するにあたり、相互的な態度決定と妥当要求の関主観的承認を前提とするのであり、それゆえ、関係する当事者により共通して承認されうる根拠だけが重要である」（p.152/p.149）と指摘し、さらに、関主観的承認を目指すためには「道徳的考察は、

自己中心的傾向や自民族中心的傾向から離れたパースペクティブ」(p.127/p.125)も求められるものであると指摘している。法について、その道徳との関係を「法秩序は、それが道徳的原則に抵触しない場合にのみ正統だと言える」(p.137/p.134)と認識しているハーバーマスは、前述のような道徳への討議原理の導入は法に対しても適用されると主張する。すなわち、「討議(中略)が、理性的意思の形成される場を提供するならば、最終的には、法の正当性はコミュニケーション的な枠組みに立脚している」(p.134/pp.131-132)のであり、「争われている規範が、これに関係する可能性のあるすべての関与者の同意を得ているのか、また得られる可能性があるのか、ということ、法仲間は合理的討議への参加者として吟味しうるのでなければならない」(p.134/p.132)のである。

ここで見落としはならないのが、討議原理を法に結びつけるための仕組みに留意すべきであるとするハーバーマスの主張である。この点について、ハーバーマスは「討議原理は、法の形式による制度化という方途によってはじめて民主主義原理のかたちをとるとされ、そのうえでこの民主主義原理が法制定の過程に正統性産出力を提供するのである。民主主義原理が討議原理と法形式の結合に由来するというところ、決定的な要となる思想である」(p.154/p.151)と述べている。法は道徳と異なり制度なのであり、法の制定に討議原理が適用されることを担保するためには、その制定プロセスも制度化されている必要がある。ゆえに「それ自体として法的に組織化された討議による法制定過程において、すべての法仲間の同意を得ることのできた制定法だけが、正統的な妥当性を主張することができる」(p.141/p.138)ことになる。ハーバーマスは、この討議原理の制度化という面について、大きくは2つの点について言及している。その1つは「市民の自己立法という理念は、法の名宛人として法に従う者が同時に法の作成者として理解されうる、ということを要求する」(p.153/p.150)とされるとおり、決定への参画の保証である。討議原理において合理的討議のルールは示されているが、その決定プロセスへの参加が叶わない限りそうしたルールは何の意味も持たないからである。討議原理の制度化について、もう1点重要であるとされるのは裁判所という装置である。これについてハーバーマスは、「平等な主観的行為自由の権利は、構成員となる権利および裁判利用の保障と関連することによって、法コードそのものを作りあげる。つまり、こうした諸権利がなければ正統的な法も存在しない」(p.158/p.155)と述べてその意義を強調している。

ここまで本節においては、ハーバーマスによる議論から、「法規範の妥当の必然性に対する社会構成員の信頼」を得て「当事者や国際的な法共同体の側からの承認」を得るために不可欠であろう法の正統性にまつわる知見を探るための検討を行ってきた。改めて、そのエッセンスをまとめるのであれば以下の通りとなろう。

ハーバーマスの議論の中核にあるのは討議原理である。そしてそこから直接的に抽出される本稿にとっての重要なポイントは、可能性のあるすべての関与者による合理的討議の重要性である。合理的討議においては、関主観的承認を前提とするために関係する当事者により共通して承

認められる根拠が重要であるとされ、自己中心的傾向や自民族中心的傾向から離れたパースペクティブも求められる。自らのみならず他者の立場にも立った視点に立って、他者にも理解可能な論拠を用いることで合理的討議は成立するわけである。こうした討議原理に基づく法の正統性についての主張は、主権国家内のみならずグローバル・ガバナンスにおける規範を考える際にも十分に適用可能であろう。

これに対して、グローバル・ガバナンスにおいては必ずしも保証されるとは言えないものが、可能性のあるすべての関係者の法の策定への参画と裁判所の設置である。後者については、その強力な代替物を現在の国際社会に見いだすことは困難であるかもしれない。しかし、前節において検討したライザーの議論によれば、強制理論に立脚する裁判所の機能は承認理論（および合意理論）に基づくコンセンサスによって補われる可能性は小さくはない。一方、前者は、保証はされていないものの一部は実践されている。それは既に見たとおり、西谷（2017）が「私的主体である市民社会および民間セクターが国際規範の策定および履行に実質的に参与する」「多様な属性・専門領域の主体による対等な議論を軸とした水平的な合意形成・意思決定システム」と表現したものである。よく知られている通りSDGsやラギー・フレームワークといった国際的に大きな影響力を持つ規範は、そうした形態、プロセスによって策定されている。グローバル・ガバナンスにおける規範の策定において、実際にこうしたプロセスがとられていることは、規範が正統性、ひいてはその拘束力を得るためには、「可能性のあるすべての関与者による」法策定への参画が必要であるとしたハーバーマスの主張を裏付けているといえるであろう。

7 結論とインプリケーション

企業にとってコンプライアンスの問題とは、自らの環境である社会における規範にどう対応すべきかという問いに答えることである。従来これは、企業が活動する地点が地理的に属している主権国家において制定された成文法を軸にして考えられてきた。そこでは、法は、違反すれば罰則が課せられるという意味で拘束力を有する一方で、その時点における社会の規範や期待のすべてに答えているものではないという面と、その適用においてグレイゾーンが存在するという面で不完全性を有している。そのため、キャロルの企業の社会的責任のピラミッドの構成要素の1つである法的責任は、倫理的責任で補って対応する方法について検討することが求められてきた。一方で、社会における規範という時に、近年拡大する傾向を見せつつあるといえるグローバル・ガバナンスにおける規範への対応を加えるとすると、従来の考え方とは異なる視点が求められる。グローバル・ガバナンスにおける規範は、国内成文法と異なるばかりでなく、一般的な倫理の範疇で捉えることも適切であるとは言えないからである。

こうした事態への対応について、本稿におけるこれまでの議論を改めて振り返ると次の通りと

なる。まず、グローバル・ガバナンスの規範の中には、ラギー・フレームワークおよび指導原則に代表されるようなより規範力の強いものが含まれるようになっており、そうしたものに対しては、倫理的責任というより法的責任に近い対応を検討する必要がある。そして、対応を検討するには、これらのグローバル・ガバナンスの規範が内包している「性質」を視野に入れることが求められる。その「性質」は、主権国家における政府に相当する機関をもたない国際社会における規範は、強制理論ではなくより承認理論（あるいは合意理論）に基づくものにならざるを得ないということから生じる。承認理論（あるいは合意理論）に基づく規範が正統性を得るためには、可能性のあるすべての関与者による合理的討議を経ることが求められるのである。ここで、注意を要するのは、可能性のあるすべての関与者が規範の策定に関わるということが、一部で実践されているが、それは強制力によって保証されているものではないということである。すなわち、規範の策定への参画は、求められているが与えられるものではなく、能動的な対応で獲得しなければならないものなのである。

このような視点からグローバル・ガバナンスにおける規範を理解した上で、改めて企業のコンプライアンスを考えると、国内成文法のみを対象とするそれとは大きく異なる2つの側面が浮かび上がってくる。1点目として、それは規範に対応するという時、それに従うということのみならず、決定あるいはその是非を問うプロセスに参画することが検討すべき課題とならざるを得ないという点である。2点目はそのプロセスへの参画という課題に伴って生じてくる。すなわち、決定あるいはその是非を問うプロセスに参加するにあたっては、討議に耐えうる論証を用意する必要があるということである。そして、それは、関主観的承認を前提とするために関係する当事者により共通して承認される根拠（科学的な論証はその有力な候補であろう）、および、自己中心的傾向や自民族中心的傾向から離れたパースペクティブを持つことで得られる。以上の通り、本稿におけるここまでの議論から明らかになっているのは、グローバル・ガバナンスにおける規範を対象とするならば、企業のコンプライアンスはより能動的なものとならざるを得ないということである。

グローバル・ガバナンスにおける規範を対象とする企業のコンプライアンスをこのようにして捉えることで、例えば現在、国際社会における大きな問題となりつつある石炭火力発電の是非について考えてみるならば、以下のような見解を持つことも可能となろう。日本と日本企業は石炭火力発電に積極的であるとして国際社会から批判を受ける場面が多い。まず、こうした批判に対しては何らかの対応が求められることは言うまでもない。ただ、ここでより重要であるのは、石炭火力発電をどのように評価するのかは、どのような前提に立つかに大きく依存するものであり、それが道徳的に正しいことなのか否かといった形で判断されるものではないということである。そして、国際社会において、なぜ石炭火力ではなくオルタナティブなエネルギーの活用をすべきであるということがコンセンサスを得つつあるということにこそ注意を払わなければならない。そうしたコンセンサスは、気候変動に関する科学的な検証を根拠とする合理的討議によつ

て形成されている。もし、日本と日本企業が石炭火力発電を推進しようとするのであれば、それがもたらす効用を、自己中心的傾向や自民族中心的傾向から離れたパースペクティブにおいて（すなわちあらゆる国々の人々にとって利益をもたらすということ）を、関係する当事者により共通して承認される根拠（科学的な根拠など）を持って主張してコンセンサスを得ることを目指すべきである。

本稿では、SDGsに代表されるようなグローバル・ガバナンスの規範の拡大に対して企業のコンプライアンスが求められる変化について論じた。結論として、そうした規範への対応、さらには策定への参画の重要性を指摘したが、それがどのように実現されるものであるのかについては議論するに至っておらず不明のままである。当然のことながら、日本の企業においても何らかの形での対応は始まっているはずであるので、こうした状況についての実態を把握することから今後の研究を進める必要がある。

最後になるが、本稿における議論からは今後の会計研究の可能性も浮かび上がってきている。先に述べた石炭火力発電の問題においては「座礁資産」の概念が少なからずその議論に影響を与えている。「座礁資産」が会計における計算技術によって生まれてきた概念であるとする視点に立てば、グローバル・ガバナンスの規範と会計の関係については、研究の可能性を検討する余地があると思われる。

注

- 1) キャロルの企業の社会的責任を4つの責任に分ける概念は、まずCarroll (1979) で示され、Carroll (1991) でこれをピラミッドとして階層化する考え方を示しているが、本稿における4つの責任についての説明は、より現代の状況を反映して詳述されているCarroll and Buchholtz (2015) のものを参照している。

参考文献

- Carroll, A. B. (1979) "A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Performance." *The Academy of Management Review*, Vol.4, pp.497-505.
- Carroll, A. B. (1991) "The pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders." *Business Horizons*, Vol.34, No.4, pp.39-48.
- Carroll, A. B. and Buchholtz, A. K. (2015) *Business & Society: ethics, sustainability, and stakeholder management*, Cengage Learning.
- Ehrlich, E. (1913) *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, Duncker & Humblot [河上倫逸・M. フーブリフト共訳 (1984) 「法社会学の基礎理論」みすず書房] .
- European Commission (2001) "Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility." COM (2001) 366.
- Habermas, J. (1992) *Faktizität und Geltung Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Suhrkamp Verlag [河上倫逸・耳野健二訳 (2002-03) 「事実性と妥当性 一法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 上・下」未来社] .

- Raiser, T. (2009) *Grundlagen der Rechtssoziologie 5th edition*, Mohr Siebeck [大橋憲広監訳, 田中憲彦, 中谷崇, 清水聡訳 (2012) 「法社会学の基礎理論」法律文化社].
- The Commission on Global Governance (1995) *Our Global Neighbourhood, The Report of The Commission on Global Governance*, Oxford University Press [京都フォーラム監訳 (1995) 「地球リーダーシップ 新しい世界秩序をめざして, グローバル・ガバナンス委員会報告書」日本放送出版協会].
- KPMGビジネスアシュアランス (2003) 『コンプライアンスマネジメント』東洋経済新報社。
- 高巖 (2004) 「なぜ企業に社会的責任が求められるか」高巖, 日経CSRプロジェクト編『CSR 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社。
- 高巖 (2017) 『コンプライアンスの知識〈第3版〉』日本経済新聞出版社。
- 田中宏司 (2005) 『コンプライアンス経営 倫理綱領の策定とCSRの実践』生産性出版。
- 谷本寛治 (2004) 『CSR経営 企業の社会的責任とステークホルダー』中央経済社。
- 池田晃司 (2017) 「コンプライアンス・内部統制総論」, 中村直人編著『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』商事法務。
- 西谷真規子 (2017) 「国際規範とグローバル・ガバナンスの複合的発展過程」, 西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか 複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房。
- 山田高敬 (2017) 「「企業と人権」をめぐる多中心的なガバナンスの試み—ステークホルダー間の知識共有と人権デューデリジェンス規範の形成」, 西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか 複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房。

野口豊嗣 (神戸大学大学院経営学研究科)

(2020年7月28日 採択)